東紀州地域映像・音声ガイド整備業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、一般社団法人東紀州地域振興公社(以下「公社」という。)がスマートフォン端末やタブレット端末(以下、「スマートフォン等」という。)で利用可能な GPS 連動型音声ガイドシステムを活用し、来訪者に世界遺産熊野古道伊勢路(以下「伊勢路」という。)の歴史や文化等の魅力を手軽に触れる機会を創出することで、来訪者の満足度を高め、他の峠への来訪を促すことを目的とする。

なお、本業務では、独自の音声ガイドシステムを新たに構築するのではなく、既存の音声ガイドシステムに本業務で作製したコンテンツを掲載することで、効率的な訴求を図ることとする。

2 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

3 業務内容

(1) 音声ガイドシステムの構築

ア 要件

本業務には、音声ガイドアプリへの企画、構成、レイアウト、デザイン、取材、撮影、 原稿作成、編集、翻訳、ナレーション、データ入稿等を含むものとする。提案する内容は 東紀州地域、伊勢路の特徴を生かした提案とし、下記の要件を満たすこと。

- (ア) iOS アプリ、Android アプリで利用可能であること。
- (イ) 特定のアプリケーションをインストールしなくても、ブラウザを起動すれば音声ガイドが利用可能なクラウド型の配信システムを備えていること。
- (ウ) 掲載コンテンツの内容が、アプリ上で、音声だけでなく、テキストと写真でも表示 されるような仕組みであること。
- (エ) 本音声ガイドの視聴や操作に必要な箇所が、日本語及び英語に対応していること。
- (オ) 通信費を除き、掲載コンテンツの視聴に費用を要しないこと。
- (カ) GPS により取得できる位置情報を活用して、利用者が対象スポットに移動した際に、 自動でそのスポットの音声ガイドを再生する仕組みを備えていること。
- (キ) 旅マエや旅アト等、対象スポットから離れた場所でも音声ガイドの視聴が可能であること。
- (ク) 公社独自の音声ガイドシステムを新たに構築するのではなく、既に音声ガイドの掲載がある音声ガイドシステムを活用すること。
- (ケ) 通信環境がない状態でも音声ガイドが利用できるよう設定されていること。
- (コ) 音声ガイドの整備後に発生が想定されるランニングコストがある場合は、なるべく 抑えられる工夫をすること。
- イ 本事業を周知するツール(タッチポイント)の作製・設置

本システムを周知するため、タッチポイントとなる場所に看板等の掲示物を作製すること。設置個所及びその規格は公社及び関係者と十分に協議し、決定すること。

ウ利用促進

旅マエ、旅ナカ、旅アト等で、本音声ガイドの利用を促進する効果的な仕掛や情報発信をすること。

(2) 掲載コンテンツの仕様

ア構成

- (ア) 伊勢路をただ歩くだけでは得られない歴史や文化等の背景知識や周辺知識を分かり やすく伝え、伊勢路及び対象の峠・ルートの魅力が利用者に伝わる構成にすること。 また、スポット全体を通してストーリー性を持たせ、利用者を引き込むような構成に すること。
- (イ) 既存のコンテンツとは異なる、オリジナリティのある内容にすること。
- (ウ) 本音声ガイドの魅力が向上するような東紀州地域内のコンテンツがあれば、可能な 範囲内で連携すること。

イ 対象峠・ルート

馬越峠及び松本峠のルート沿いとする。

道の駅や観光案内所等主要な観光施設をタッチポイントとしながら、その周辺地域を 回遊できるようにすること。

ウ 想定スポット数

馬	越	峠	11 か所程度
松	本	峠	10 か所程度

エ 想定文字数

400~600 文字程度(1分~1分半程度)を目安とする。

才 音声

熊野古道伊勢路語り部や地元住民等の音声を使用する等、東紀州地域ならではの音声 ガイドとなるよう工夫すること。

カ 言語

日本語及び英語とする。

キ その他

上記ウ~オの内容については両者協議の上、決定する。

4 独自提案

上記3(1)、(2)をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

5 見積限度額

4.994.000 円 (消費税及び地方消費税含む)

6 業務完了後の提出書類

(1) 成果品 (様式は任意とする) 業務実績報告書(書面) 3部

業務実績報告書概要(書面) 3部

音声ガイドデータ一式上記提出物の電子データ一式

- (2) 成果品の提出期限 令和6年2月29日(木)17時まで
- (3) 成果品の提出場所 一般社団法人東紀州地域振興公社

(三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階)

7 その他

(1) 業務実施の条件

ア 本委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を公社と協議しながら進めるものとし、 その他本業務仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議に より、業務を進めるものとする。

イ 本委託業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合に は、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

ア 本委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を 図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

- イ 制作方針、掲載内容及びデザイン等については、公社との打合せを踏まえながら進め、 最終決定するものとする。
- ウ 写真素材の収集にかかる費用は全て本業務に含むものとし、制作・デザイン方針上差支 えないと判断される場合は、両者が保有している写真素材の使用についても可能とする。 疑義がある場合は両社協議の上定めるものとする。
- エ 取材先については、両者協議により決定するが、人物の紹介は公社もできる限り協力するものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に公社の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本委託業務の過程で作成する書類・音声は、PowerPoint、Word、Excel形式等、公社において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(5) 権利の帰属等

本業務により得られた成果品等の著作権、使用権は両者で保持するものとする。

(6) 留意事項

- ア 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合 には、積極的に提案すること。
- イ 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務 完了後も同様とすること。
- ウ 契約期間内の各業務に係る経費は、すべて当初の契約金額に含むこと。